平成２９年（フ）第３０号
福岡県田川市大字奈良1797番地８　後藤寺西団地３－１－２、前住所福岡県田川市大字奈良1797番地８　後藤寺西団地１－４－５
債務者　原田　純二
1　決定年月日時　平成29年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第１１４号
大分市中鶴崎２丁目５番１号（つるさきセンタービル303）
債務者　利根　理恵
1　決定年月日時　平成29年５月17日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４２号
宮崎県延岡市差木野町6185番地１
債務者　市原　康太
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第９０号
佐賀県小城市牛津町下砥川1409番地２
債務者　永渕　隆太
1　決定年月日時　平成29年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３３号
佐賀県唐津市相知町平山上甲1585番地１
債務者　原　　竜也
1　決定年月日時　平成29年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第３４号
佐賀県唐津市肥前町田野乙135番地２
債務者　永井　徹子
1　決定年月日時　平成29年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第３８号
佐賀県唐津市養母田鬼塚５番２－231号　県営アパート
債務者　坂東美奈子
1　決定年月日時　平成29年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第１５４号
熊本市西区島崎７丁目17番24号　北野コーポラス　３
債務者　梅田　道夫
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第９５４号
名古屋市北区中味鋺１丁目732番地
債務者　氏川　　昇
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５８７号
名古屋市名東区梅森坂４丁目101番地　市営梅森荘13棟504号
債務者　焼き鳥錦こと　中村　滇祐
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５８８号
名古屋市名東区梅森坂４丁目101番地　市営梅森荘13棟504号
債務者　中村　征子
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２２４号
神戸市兵庫区荒田町３丁目74番23―412号
債務者　黒川　安雄（旧姓網谷）
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３０１号
神戸市灘区鶴甲４丁目１番10―102号
債務者　吉峯　富男
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３１８号
神戸市垂水区多聞台３丁目18番37―408号、従前の住所神戸市垂水区本多聞５丁目１番159―401号
債務者　スナック・セラフこと　池本　美保
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８号
山口県下関市菊川町大字下岡枝235番地１
債務者　川田　健史
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第９８号
松江市比津が丘２丁目７番４－404号　市営比津が丘アパート
債務者　橘　　操
1　決定年月日時　平成29年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１号
松江市上乃木８丁目13番７－106号　ウィステリア
債務者　福間　隆太
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
松江地方裁判所民事部